

疑義照会・平成22年 《本省年金局～日本年金機構》



(受付順)

2015H27年2月27日年金局開示／榊原社労士事務所編

照会日	受付番号	内容	回答日
平成22年2月15日	2010-国001	任意加入被保険者がクレジットカードにより保険料を納付することについての可否	平成22年5月28日
平成22年3月1日	2010-60	厚生年金保険適用除外該当から非該当に変わる際の標準報酬月額について	平成22年9月16日
平成22年3月5日	2010-92	扶養認定について	平成23年9月22日
平成22年3月29日	2010-国002	保険料の前納期間と重複する厚年等期間が事後的に判明した場合の納付記録の取扱いについて	平成22年11月1日
平成22年3月30日		60歳以降の被保険者期間を有する者の脱退手当金の取扱いについて	平成22年11月12日
平成22年3月17日		脱退手当金の端数処理の取扱いについて	平成22年11月11日
平成22年4月12日	2010-316	延滞金減免申請があった場合の延滞金額の計算について	平成22年12月3日
平成22年4月11日	2010-158	外国通算による日本年金決定について	平成22年7月28日
平成22年4月19日	292.296.288.308	給与締日に変更があった場合の随時改定及び算定基礎届について	平成22年10月20日
平成22年4月23日	2010-84	明治44年4月1日以前に生まれた者で、5年年金を受給しているものが、年金記録の訂正により、厚生年金期間118月が判明した場合の取扱いについて	平成22年7月28日
平成22年4月26日	2010-国005	企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の中の「国民年金法第九十三条の二」の解釈について	平成22年8月2日
平成22年4月27日		経過的加算額の計算について	平成22年11月16日
平成22年4月26日	2010-国004	国民年金法施行規則第77条の7第3号に係る取扱いについて	平成22年8月2日
平成22年4月30日		二以上勤務における75条の取扱いについて	平成22年7月16日
平成22年5月13日	2010-548	永住者の在留資格等を有するに至った者に係る合算対象期間の取扱いについて	平成22年9月21日
平成22年6月14日	2010-591	海外在住期間を合算対象期間とする場合の確認に必要な書類について	平成22年6月22日
平成22年6月23日	2010-64	歳入徴収官名で発出する各種通知の発番等について	平成23年6月2日
平成22年8月12日	2010-774	三ヶ所勤務から二ヶ所勤務となる変更になる場合の標準報酬月額並びに按分率について	平成22年10月9日
平成22年8月20日	2010-125	保険料納入告知額・領収済額通知書の再作成について	平成22年12月10日
平成22年8月26日	2010-1	アメリカ年金の受給権を満たす目的で国年任意加入することが可能か否か	平成22年10月29日
平成22年8月30日		国年法施行令第6条の2第1項の譲渡所得における特別控除について	平成22年10月29日
平成22年9月7日		厚生年金基金加入期間がある者の支給額の調整について	平成25年2月28日
平成22年9月7日	2010-281	不在者財産管理人年金請求後の生存確認について	平成22年10月20日
平成22年9月8日	2010-781	特老厚・農林特退共の受給権発生解釈について	平成22年12月21日
平成22年9月8日	2010-848	国民年金・厚生年金保険障害認定基準の解釈について(上肢の障害・指の欠損)	平成22年10月5日
平成22年9月10日		支払い基礎日数について(算定基礎届、月額変更届)	平成23年4月26日
平成22年9月14日	2010-117	離婚等をした場合における年金分割の取り消しについて	平成23年8月1日
平成22年9月15日		賞与の回数等の考え方について	平成22年10月15日
平成22年9月15日		特別支給の老齢厚生年金受給権者が、月の途中で定年退職・再雇用された日以前の同月内に賞与が支払われた場合について	平成22年10月21日
平成22年9月22日		官公庁の新規適用に係る事業主住所の登録について	平成22年9月28日

平成22年9月24日		業務執行権のない社外取締役(非常勤)の取締役会出席が「法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供にあたるか」について	平成23年7月8日
平成22年9月30日		納付期限・指定期限の繰上徴収に伴う納入告知書・督促状に係る納付場所の訂正等について	平成22年12月9日
平成22年10月4日	2010-388	合算対象期間について	平成22年10月29日
平成22年10月6日	2010-国009	国民年金法施行規則第77条の9第3項の規定による学生納付特例の取消申請に係る保険料納付義務の発生について(法解釈)	平成23年7月29日
平成22年10月14日	2010-国015	市町村国民年金担当職員等との諸会議等のあり方について	平成22年10月14日
平成22年10月15日		厚生年金が最高等級の被保険者が協会管掌である場合と組合管掌である場合で厚生年金標準報酬月額に差異が生じることについて	平成23年2月15日
平成22年10月19日		年金記録にかかる紙台帳等の写しやオンライン記録の印字の提示・交付を本人から求められた際の取扱いについて	平成23年12月21日
平成22年10月19日	2010-725	年俸制の被保険者の月額変更届の取扱いについて	平成23年6月14日
平成22年10月19日		パート等の短時間就労者が雇用契約の変更により被保険者となった場合の定時決定について	平成23年5月30日
平成22年10月27日		障害年金の「認定日請求」と「事後重症」の同時請求における事務処理の取扱いについて	平成22年10月29日
平成22年10月27日	2010-482	任意包括脱退について	平成23年6月13日
平成22年10月27日	2010-892	「コミッション」に対する報酬の取扱いについて	平成23年10月31日
平成22年11月2日	2010-379	賞与規定の新設による賞与の取扱いについて	平成23年9月9日
平成22年11月2日	2010-572	年4回以上の賞与等の支給について	平成23年11月8日
平成22年11月8日		任意適用事業所の全喪届にかかる取扱いについて	平成22年11月29日
平成22年11月4日	2010-998	支払基礎日数について(育児休業終了時報酬月額変更届)	平成23年11月10日
平成22年11月11日		受給者の死亡日以降に支払われた年金の返納について	平成22年11月17日
平成22年11月22日	2010-国022	学生納付特例の申請後に保険料納付があった場合の承認期間について	平成23年7月29日
平成22年11月18日	2010-695	健康保険法第118条第1項の該当日について	平成23年11月11日
平成22年11月25日	2010-1119	公認会計士による届書の提出について	平成22年11月26日
平成25年11月26日	2010-国027	実態と異なる第3号被保険者期間を有する者の取扱いについて	平成22年12月15日
平成22年12月1日	2010-1114	退職再雇用にかかる、法人事業所の役員の取り扱いについて	平成23年8月1日
平成22年12月3日	2010-1025	離婚時年金分割にかかる改定割合の小数点の取扱いについて	平成25年3月19日
平成23年1月17日	2010-942	国民健康保険組合に係る適用除外の取扱いについて	平成23年2月16日
平成22年12月22日	2010-1098	報酬の範囲について	平成23年7月5日
平成22年12月16日		死亡一時金の支給の可否について	平成22年12月28日

(様式第3)

疑義照会(回答)票(厚生労働省)

照会日 平成22年8月26日
照会部署名 事業企画部国際事業グループ
照会担当者 村上 達雄
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認



(案件)

(受付番号) No. 2010-1	アメリカ年金の受給権を満たす目的で国民年金 任意加入することが可能か否かについて
----------------------	---

(内容)

- ・照会者は、現在67歳の日本在住アメリカ人である。
- ・日本年金には加入したことがないので、日本年金は受給していない。今後、仮に日本年金に加入しても受給権を満たす可能性はない。
- ・アメリカ年金に9年加入したことがあるが、アメリカ期間のみでは、アメリカ年金の最低加入期間(10年)を満たさない。
- ・このたび、アメリカ大使館領事部年金課に年金相談に行ったところ、日本の国民年金に任意加入し、日本期間との通算により、アメリカ年金の受給権を満たすことを勧められた。(注:アメリカ年金制度には就労しない者の年金任意加入制度はない。)

上記の者がアメリカ年金の受給権を満たす目的で、国民年金法平成六年附則第11条により、国民年金に任意加入できるかご教示願います。

(回答)

国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則第11条(以下、「平成6年改正法附則第11条」という。)については、老齢基礎年金等の受給権を有する者は任意加入を行うことができないと規定しており、また、老齢基礎年金等の受給権者となる見込みのない者及び外国の年金制度の受給権を取得するために任意加入を希望する者を任意加入の対象から除外する規定とはなっていない。

したがって、アメリカ年金の受給権を取得する目的であっても、平成6年改正法附則第11条の要件を満たす場合には、同条の規定に基づく任意加入を行うことは可能である。

なお、平成6年改正法附則第11条の規定に基づく任意加入後に老齢基礎年金等の受給権を取得した場合には任意加入被保険者資格を喪失することとなる。そのため、照会に係る米国人について、日本年金の加入期間及び合算対象期間の有無、米国年金の加入期間等について、十分に確認を行うよう留意されたい。

回答日	平成22年10月29日
回答部署名	厚生労働省年金局国際年金課
回答作成者	(係員) 佐藤 弘之
連絡先	03-5253-1111 (内線 3317)
メールアドレス	

国際年金課長の確認

小出

(様式第3)

疑義照会(回答)票 (厚生労働省)

照会日 平成22年 9月24日
照会部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
照会担当者 田畑 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認	山上
-------------	----

(案件)

(受付番号)	業務執行権のない社外取締役(非常勤)の取締役会出席が『法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供にあたるか』について
--------	---

(内容)

[REDACTED]年金事務所から以下の照会がありました。
(以下照会内容)
法人の役員について、受託社会保険労務士より以下の場合、被保険者となるか照会に接しています。
①業務執行権のない社外取締役(非常勤取締役)
②概ね月一回程度(定期的ではない)役員会に出席している。
③月20万程度の報酬を得ている。
④他社で常勤の取締役に就任し、社会保険の被保険者となっている。

また、仮に上記の者が被保険者とならない場合は、その判断基準もご教示ください。

(回答案)

法人の役員の被保険者資格については、「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について(昭和24年7月28日保発第74号局長通知)」に基づき、法人から労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者としていたところであるが、業務執行権のない「社外取締役」(会社法第2条15号)は、上記通知上の「業務執行者」ではないため、被保険者とはならない。

(回答)

会社法第2条第15項において、「社外取締役」は業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと等が規定されている。

このケースにおいて、当該役員の役員会への出席が不定期に月1回程度しかなく、実態としても当該法人と使用関係はないと考えられるため、被保険者とはならない。

回答日	平成23年7月6日
回答部署名	厚生労働省年金局事業管理課
回答作成者	(主査) 高梨 大輔
連絡先	03-3595-2810
メールアドレス	

事業管理課長の確認	今井(代理)
-----------	--------